

北杜市社会教育施設における
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月

北杜市教育委員会生涯学習課

1. 目的

北杜市社会教育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講ずるため、北杜市社会教育施設新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を次のとおり定める。

2. 作成主体

北杜市教育委員会生涯学習課

3. 施設一覧

施設名	住所
明野総合会館	北杜市明野町上手5, 602番地
須玉農村総合交流ターミナル	北杜市須玉町若神子521番地17
高根町農村環境改善センター	北杜市高根町村山北割3, 288番地
長坂町農村環境改善センター	北杜市長坂町長坂上条2, 575番地17
大泉総合会館	北杜市大泉町西井出3, 164番地1
いずみふれあい農業体験の家	北杜市大泉町谷戸2, 914番地1
生涯学習センターこぶちさわ	北杜市小淵沢町7, 711番地
小淵沢高齢者健康づくりの家	北杜市小淵沢町7, 682番地4
白州総合会館	北杜市白州町白須288番地1
甲斐駒センターせせらぎ	北杜市武川町牧原1, 243番地

4. その他

このガイドラインは、国、山梨県による新たな基準の発表や変更等により山梨県が作成した施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準が変更された場合は必要に応じて改定を行う。

北杜市社会教育施設における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(令和2年5月26日策定)

(令和2年5月29日改訂)

北杜市教育委員会生涯学習課

1. 3密の回避

① 換気の確保（密閉の回避）

- ・ 施設職員は、扉又は窓の開放により施設及び貸室内の換気を行い、利用者は、施設の使用時に当該使用に支障が生じない範囲で扉又は窓の開放により換気を行う。
- ・ 換気扇等の換気設備により、常時換気を行い、一人あたり毎時30m³の必要換気量を確保する。
- ・ 換気設備によって必要換気量を確保できない場合は、30分に1回、5分程度、2方向の扉または窓の開放により定期的に換気を行う。

② 施設内の人数の制限（密集の回避）

- ・ 各施設の貸室の利用人数は、このガイドラインに基づく利用可能定員（上限は50人）までとし、利用内容は、人と人の距離の確保がされ、かつ、近接した距離での大声での発声、歌唱、声援又は会話等が想定されないものに限る。
- ・ 貸室の予約が同じ時間帯に集中する場合は、開始時間や終了時間をずらし、同時に多数の人が集まらないようにする。

③ 人と人の距離の確保（密接の回避）

- ・ 貸室使用時は、机を使用の場合は、原則として机1脚に1人掛け又は座席一つおきとし、机を使用しない場合は、一人あたりの占有面積を3m²確保する。
- ・ 固定イス（収納式を含む。）の場合は、一人に対し四方の席を空

ける。

- ・ 会議等については、対面を避け、やむを得ず対面となる場合は、2 m以上の距離を確保する。
- ・ 座学による講座（講師と受講者の対面）は、講師と最前列の受講生との距離を十分に確保する。
- ・ 近距離での会話や発声を避ける。

2. その他の感染防止対策

① マスク等の着用

- ・ 施設職員及び施設利用者は、マスクの着用を遵守する。

② 手洗い・消毒

- ・ 施設入口に消毒設備を設置して、施設の入館時及び退館時に消毒設備により手指消毒を行う。
- ・ 施設の使用中は、他者への接触が多い場所へ触れた後、トイレの利用後など手指消毒又は手洗いを行う。

③ 体調チェック

- ・ 施設職員は、業務開始前に検温、体調確認を行う。
- ・ 施設職員は、発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば出勤を停止する。
- ・ 利用者が発熱（37.5℃以上又は平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合又は過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国への渡航歴がある場合は入館を制限する。
- ・ 利用団体等の責任者（講座等の主催者）は、入館時に利用者への体調確認を行い、利用者の氏名、連絡先等を記載した利用者リストを作成する。また、利用者に対し、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供され得ることを事前に周知し、個人情報適切に管理する。
- ・ 利用団体等の責任者（講座等の主催者）は、体調確認等の際は、

利用者との対面距離及び入口で利用者の行列ができる場合はできるだけ2mの距離を確保する。

- ・ 施設は、利用団体等の責任者（講座等の主催者）から提出のあった利用者リストを受理し、個人情報適切に取扱う。
- ・ 利用者は、施設の利用中、体調不良となった場合は、施設職員に対して申出を行う。

④ トイレの衛生管理

- ・ 便座、スイッチ、洗浄レバー等の不特定多数の人が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行う。
- ・ トイレの使用後は、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示をする。

⑤ 休憩スペースのリスク軽減

- ・ 一度に休憩する人数を減らし、対面での会話を避けること。
- ・ 常時換気を行い、机、イス等の共用する物品は、定期的に消毒する。

⑥ 清掃・消毒

- ・ 施設利用者が共用する物品や不特定多数の人の手が触れる場所については、高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。
- ・ 施設使用後のゴミは、各自での持ち帰りをお願いし、施設内のゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
- ・ ゴミの回収時は、マスクや手袋を着用し、脱いだ後は、石鹸等で手を洗浄する。
- ・ 施設利用後は、消毒液等による使用物品等の消毒を行う。

3. 施設ごとの注意点等

① 複合施設の利用上の注意点

- ・ 施設内に図書館、放課後児童クラブ、児童館等の他の施設又は他の機関が所在する複合施設の利用者は、所在する施設の利用に当たっては、当該所在施設等が定めるガイドライン又は感染防止

措置を遵守する。ただし、休憩スペース、トイレ等の共用スペースの利用にあたっては、このガイドラインを遵守する。

- ・ 他の複数の施設等が所在する複合施設の職員は、相互に各施設の感染拡大防止ガイドライン等の感染拡大防止措置を情報共有し、感染拡大防止に努める。

② 調理実習室を有する施設の利用上の注意点

- ・ 調理実習室の利用の場合は、ビニール手袋を着用する。
- ・ 料理講座や飲食を伴う講座は、料理の大皿での取り分けを避け、個々に提供する。
- ・ 調理実習室で飲食する場合は、対面を避け、会話を避ける。
- ・ 調理器具、食器、テーブル、イス等の消毒を徹底する。

③ 緊急事態宣言の対象であった区域の在住者に対する利用制限

- ・ 5月25日の緊急事態宣言解除の際に緊急事態宣言の対象であった区域（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に在住する方の利用を制限する。

④ チェックリストの報告

- ・ 各施設がガイドラインを遵守しているか確認するため、施設に対して、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の明け方等を定めたチェックリストを作成させ、毎日の確認について報告を求める。